

平成25年8月吉日

受益者の皆様へ

ベアリング投信投資顧問株式会社

「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（愛称）ウィンドミル」
約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、追加型証券投資信託「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（愛称）ウィンドミル」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。何卒、この約款変更の主旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更の内容（重大なもの）

- ① 当ファンドと実質的に同一の運用方針を有する親投資信託（マザーファンド）を新設し、当ファンドの投資信託約款中の運用の基本方針、運用指図範囲およびその他関連条文について、当該マザーファンドを主要投資対象とするための所要の変更を行います。
- ② 新たにロンドン（英国）の銀行休業日を追加設定・一部解約の申込不可日とします。
- ③ 平成18年改正信託法（いわゆる新法）適用の投資信託とします。

2. 約款変更の理由

- ① ファミリーファンド方式とすることで、新たに当該マザーファンドを主要投資対象とするベビーファンド（1年決算型）の設定を可能とし、投資家ニーズの多様化に対応するため。
- ② 運用残高の増加およびファミリーファンド方式での運用とすることなどから運用再委託先の銀行休業日に合わせ追加設定・一部解約の申し込み不可日を設け円滑な資金管理を行うため。
- ③ 新設のマザーファンドが新法適用のため、適用法の平仄を合わせるため。

3. 約款変更適用予定日

平成25年10月15日（火）

当該約款変更については、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に定める「重大なもの」に該当するため、以下の「重大な約款変更」にかかる手続きが必要となります。なお、この約款変更にご異議のない方は、特に必要なお手続きはございません。

<重大な約款変更にかかる手続き、日程について>

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| ① 新聞公告日（日本経済新聞朝刊） | ：平成25年8月9日（金） |
| ② 異議申立期間 | ：平成25年8月9日（金）から平成25年9月9日（月） |
| ③ 約款変更決定日 | ：平成25年9月10日（火） |
| ④ 異議申立受益者の買取請求期間 | ：平成25年9月20日（金）から平成25年10月10日（木） |
| ⑤ 約款変更適用日（予定） | ：平成25年10月15日（火） |

4. 約款変更に関する異議申立について

- ① 公告日（平成25年8月9日）現在の受益者は、上記の異議申立期間にベアリング投信投資顧問株式会社に対し、書面によりこの約款変更に関する異議を申立てることができます。**なお、この約款変更にご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。**

- ② 異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、平成25年9月10日に当ファンドの約款変更を決定し、平成25年10月15日（予定）に約款変更を実施します。
- ③ 異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合は、当ファンドの約款変更を行いません。この場合は、約款変更を行わない旨およびその理由を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。

5. 異議申立ての手続きについて

予定しております約款変更に対し、異議のある受益者の方は、**官製はがき等の書面**に下記の内容をご記入の上、**平成25年9月9日必着**で下記の宛先にご送付ください。平成25年9月10日以降に到着した場合は、異議を無効とします。

1) 宛先

〒100-6166 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー12階
ベアリング投信投資顧問株式会社 約款変更に関する異議申立窓口

2) ご記入いただく内容

①住所 ②氏名（署名又は捺印） ③電話番号 ④ファンド名 ⑤販売会社名、取扱店名および口座番号 ⑥公告日現在の保有口数 ⑦約款変更に対する旨

異議申立てにあたっての注意事項

- ・ 当ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、取扱店名および口座番号をご記入ください。
- ・ 異議を申立てられた受益者につきましては、受益者の保有口数等を確認する都合上、販売会社とベアリング投信投資顧問株式会社および受託会社との三者間で上記ご記入いただく内容を共有することに同意いただけたものといたします。なお、ご記入いただいた受益者の住所、氏名等の個人情報につきましては、この約款変更に対する異議申立ての事務手続き処理のためにのみ利用させていただきます。
- ・ 上記の記入内容に不備がある場合は、異議を無効とさせていただきます場合があります。
- ・ **異議申立期間中についても、約款変更に対して異議を申立てたか否かにかかわらず、販売会社において通常通り当ファンドの追加設定、一部解約のお申込みを受け付けております。**ただし、下記の買取請求を行った場合、一部解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

6. 異議申立てされた受益者の買取請求手続きについて

異議申立てされた受益者は、当ファンドの約款変更が決定した場合、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、自己の所有する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

① 買取請求期間：平成25年9月20日から平成25年10月10日まで（受託会社受理分）

ベアリング投信投資顧問株式会社より異議申立てされた受益者に対し別途「買取請求のご案内」をお送りします。

② 買取請求手続き

(1) 買取請求必要書類のご記入

(2) 販売会社の取扱店への買取請求必要書類のご提出

(3) 販売会社からベアリング投信投資顧問株式会社を經由して受託会社への買取請求必要書類の送付

(4) 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行

(5) 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込み

③ 買取価額

買取価額は、この約款変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額とします。ここで公正な価額とは、上記②の(3)の受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。

④ 買取請求にあたっての注意事項

- ・ **上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の一部解約のお申込みよりも日数を要する可能性があります。**
- ・ **上記②の(5)の買取代金のお振込みに係る振込手数料は買取請求を行った受益者のご負担とし、買取代金から差し引かせていただきます（一部解約のお申込みの場合これらの負担はございません）。また、買取計算書の郵送費用を買取代金から差し引く場合があります。したがって、受付日が同じ場合、買取請求は一部解約のお申込みに比べて受取金額が少なくなります。**
- ・ **上記の買取請求を行った受益権については、一部解約のお申込みを行うことはできなくなります。**

7. 通常の追加設定、一部解約のお申込みについて
異議申立て期間中、買取請求期間中ともに、約款変更に対し異議申立てされたか否かにかかわらず、**販売会社においては、通常通り、当ファンドの追加設定、一部解約の申込みを受け付けます。**ただし、上記の買取請求を行った場合、一部解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

● 本件に関するお問い合わせ先

ベアリング投信投資顧問株式会社 約款変更お問い合わせ窓口
住 所 〒100-6166 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー12階
電話番号 0120-984-951（フリーダイヤル）または、03-3501-6381
受付時間 営業日の午前9：00～午後5：00
ホームページ <http://www.barings.com/jp>

※なお、今回の約款変更にかかる新旧対照表につきましては、弊社ホームページの「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（愛称）ウインドミル」約款変更（予定）のお知らせをご覧ください。

以 上